

前橋市赤城の恵ブランド認証制度実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、前橋市赤城の恵ブランド認証制度（以下「認証制度」という。）により認証された産品等を発信・供給し、地産地消の推進並びに前橋産農林水産物の信頼性の向上、消費及び販路の拡大を図り、もって本市農業の振興と発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 認証 第7条に定める認証に関する基準（以下「認証基準」という。）に適合する産品等であることを市長が認証することをいう。
- (2) 赤城の恵ブランド産品 市長が認証した前橋産生鮮食品類及び加工食品をいう。
- (3) 受証者 市長から赤城の恵ブランド産品としての生産出荷を認められた個人及び団体をいう。
- (4) 認証の追加 受証者が製造又は販売している自らの赤城の恵ブランド産品（以下「既認証産品」という。）と同様の主たる原材料を使用する加工食品を新たに製造又は販売したときに認証することをいう。

(認証の対象)

第3条 認証の対象となる産品等は、素材又は加工食品等の原材料の生産又は育成（以下「生産」という。）が前橋市内で行われているものとする。

(認証の申請資格)

第4条 認証の申請を行うことができる者は、次の各号のすべてに該当する者とする。

- (1) 市内に住所を有する個人若しくは法人又はそれらの者で構成された生産者グループ若しくは団体であること。
- (2) 申請する産品等（以下「申請産品等」という。）の製造又は販売等について適用される法令等を遵守し、確かな加工製造技術又は販売力を有する者であること。
- (3) 責任者及び責任の所在が明確であり、第三者からの苦情、要望等に対する処理体制が確立されていること。
- (4) 次の事項の全てに該当すること
 - (ア) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）でないこと。
 - (イ) 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう以下同じ。）でないこと。
 - (ウ) 暴力団員によりその事業活動を実質的に支配されている者でないこと。
 - (エ) 暴力団員によりその事業活動に実質的に関与を受けている者でないこと。
 - (オ) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者でないこと。

- (カ) 暴力団又は暴力団員に対して資金を提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与している者でないこと。
- (キ) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを不当に利用している者でないこと。
- (ク) 暴力団員と密接な交友関係を有する者でないこと。

2 前項1号から3号までの規定にかかわらず、前橋市赤城の恵ブランド認証委員会（前橋市赤城の恵ブランド認証委員会設置要綱（平成22年11月1日伺定め）第1条の規定により設置された委員会をいう。）（以下「認証委員会」という。）が同項1号から3号までに掲げる者と同等であると認める者は認証の申請を行うことができる。

（認証の申請）

第5条 赤城の恵ブランドの認証を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、赤城の恵ブランド認証申請書（別記様式第1号。以下「申請書」という。）を市長が定める期日までに市長に提出しなければならない。

（認証の申請要件）

第6条 認証の申請を行うことができる産品は、次の各号のすべてに該当するものとする。

- (1) 申請産品が生鮮食品類であるときは、法令等に則った適切な防除・施肥等が行われ栽培されていること。
- (2) 申請産品が加工食品であるときは、原材料に前橋産の農林水産物が使用され、原則として加工が前橋市内で行われているものであること。
- (3) 申請産品等の販売実績額（税抜）が、原則として、直近1年間で300万円以上あること。ただし、更新申請において、直近1年間で300万円未満の場合は、300万円に満たなかった理由が受証者の責めに帰すると認め難い場合は、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、認証委員会が同項各号に該当すると認める産品は認証の申請を行うことができるものとする。

3 第1項第3号の規定にかかわらず、令和6年3月末までに認証の決定を受けた既認証産品の受証者が更新申請をする場合、直近1年間の既認証産品の販売実績額（税抜）は、認証決定当時の基準である100万円を更新申請要件とする。

（認証基準）

第7条 赤城の恵ブランドの認証基準は、次のとおりとする。

- (1) 本市が推奨する産品等として、伝統、栽培方法、加工製造技術、品種等で差別化が図られており、申請産品等に本市のイメージアップやPRに資する個性・特長があること。
- (2) 申請産品等の生産体制及び販売場所等が確立され、市内で5年以上持続的又は

定期的に消費者に供給できるものであること。

(3) 価格や商品のパッケージデザイン等の商品全体の魅力が消費者の共感を得られるものであること。

(4) 前橋市の農業振興に対する実績・意欲及び赤城の恵ブランドのPR意欲があること。

2 市長は、認証基準を変更するときは、関係機関及び認証委員会の意見を聴くものとする。

(認証委員会への諮問)

第8条 市長は、認証の適否について認証委員会に諮問するものとする。

(認証の決定)

第9条 市長は、認証委員会からの答申の結果、認証することが適当と認めるときは、認証を決定し、当該申請者に対して赤城の恵ブランド認証書（別記様式第2号）を交付するものとする。

2 市長は、認証しないと決定したときは、その理由を付して、認証しない旨を当該申請者に対して通知するものとする。

(認証の期間)

第10条 赤城の恵ブランド認証の有効期間は、認証した日から起算して4年が経過する日の属する年度の3月末日までとする。ただし、認証の追加のときは、その認証の追加の日から既認証製品の有効期間の末日までとする。

2 認証の有効期間の満了後も、引き続き認証を受けようとするときは、認証期間の更新を申請することができる。ただし、引き続き認証を受けようとしなないときは、赤城の恵ブランド認証更新辞退届（別記様式第3号）を市長に提出しなければならない。

3 前項の規定による申請手続等については、第5条から前条までの規定を準用する。この場合に更新される認証の有効期間は、更新した日から、その日の属する年度の翌々年度の3月末日までとする。ただし、更新した日からその日の属する年度の3月末日までの日数が3か月を超えない場合は、認証の有効期間を3月末日まで延長し、更新される認証の有効期間は翌年度の4月1日から起算するものとする。

(認証決定の公表)

第11条 市長は、受証者及び赤城の恵ブランド製品の概要及び認証に関する情報を市広報、ホームページ等で公表するものとする。

(認証の表示)

第12条 受証者は、赤城の恵ブランド製品に認証の表示をしなければならない。

2 認証の表示は、「赤城の恵」及び「前橋市推奨」と表示しなければならない。

3 受証者は、前項に規定する認証の表示を行うときは、赤城の恵ブランド認証表示

(別記様式第4号)又は赤城の恵ブランド認証マーク(別記様式第5号)のいずれかを包装・容器等に直接添付し、又は包装・容器等に直接印刷することにより行うものとする。ただし、商品の規格等の都合上、別記様式第4号及び第5号で定めるとおりの表示ができない場合は、市長に協議するものとする。

- 4 赤城の恵ブランド認証表示及び赤城の恵ブランド認証マーク(以下「認証表示等」という。)は、赤城の恵ブランド产品及び赤城の恵ブランド産品のみに係る広告物(ちらし、ポスター、旗、看板その他これらに類するものをいう。)以外に表示してはならない。ただし、赤城の恵ブランド産品以外の産品が赤城の恵ブランド産品であると誤解させるおそれがないときは、この限りでない。
- 5 受証者は、認証表示等を使用するときは、赤城の恵ブランド認証表示等使用届(別記様式第6号)を予め市長に届け出るものとする。
- 6 認証表示等の表示に要する経費は、受証者が負担するものとする。
- 7 市長は、認証表示等の使用状況について、必要に応じて報告を求め、検査を行うものとする。
- 8 市長は、認証表示等の表示が不適切であると判断したときは、認証を取り消し、又は認証表示等の表示の中止を命じるものとする。

(前橋産使用原材料の表示)

第13条 加工品等の受証者は、包装・容器等の原材料名表示欄とは別に、使用された主な前橋産使用原材料名を包装・容器等に「前橋産〇〇使用」の例にならい表示するものとする。

(受証者の報告義務)

第14条 受証者は、赤城の恵ブランド産品の生産出荷実績等について、毎年度3月末までの認証表示等の使用実績を、赤城の恵ブランド産品販売実績等報告書(別記様式第7号)により5月末日までに市長に報告しなければならない。

(認証内容の変更等の報告)

第15条 受証者は、認証された内容について、次の各号のいずれかに該当する変更等が生じた場合は、遅滞なく、赤城の恵ブランド認証申請事項変更等報告書(別記様式第8号)を市長に提出しなければならない。

- (1) 受証者の名称及び代表者の氏名が変更されたとき。
- (2) 申請要件に適合しない状況に至ったとき。
- (3) その他市長が変更報告を必要と認める事項が生じたとき。
- (4) 赤城の恵ブランド産品の生産出荷を中止したとき。

2 市長は、前項の報告について、その内容が申請要件に著しく適合しないなど、認証の継続が適当でないと判断したときは、認証を取り消し、又は表示の中止を命ずるものとする。

(認証後の監督指導)

第16条 市長は、赤城の恵ブランド産品が申請のとおり生産、製造され品質等が維持されているか、又は認証表示等を適正に表示しているかなどについて監督を行うものとする。

2 市長は、必要があると認めるときは、受証者に対して認証内容に係る報告を求め、又は生産・流通施設等へ立ち入り、認証に係る書類及びその他の状況を調査するものとする。

3 市長は、赤城の恵ブランド産品が申請要件に適合しないと認めるときは、受証者に対してその改善を指導するものとする。

(認証の取消し等)

第17条 市長は、第15条第2項の規定によるほか、受証者が次の各号のいずれかに該当する行為をしたときは、その認証を取り消し、又は表示の中止を命ずるものとする。

(1) 赤城の恵ブランド認証取消申請書(別記様式第9号)を市長に提出したとき。

(2) 虚偽の申請により認証を受けたとき。

(3) 第15条に規定する報告を怠ったとき。

(4) 前条第3項に基づく指導に故意に従わなかったとき。

(5) その他認証制度の運用に重大な支障を来す行為又は赤城の恵ブランド産品の信頼を著しく損なう行為があったとき。

2 市長は、前項のいずれかの規定により認証を取り消した場合、原則として、認証を取り消した日の翌日から起算して3年間は、当該処分を受けた者からの申請を却下するものとする。

(認証書の再交付)

第18条 受証者は、交付された認証書を紛失し、又は破損したときは、遅滞なく市長に届け出て、認証書の再交付を受けることができる。

(受証者の責務)

第19条 受証者は、この要綱に定める事項を誠実に遵守するとともに、次に掲げる事項について、特に留意するものとする。

(1) 赤城の恵ブランド産品及びこの制度について、消費者及び流通関係者に対して積極的な情報の発信に務めること。

(2) 赤城の恵ブランド産品の計画的な生産出荷と円滑な流通体制の確保に努めること。

(3) 赤城の恵ブランド産品における食の安全・安心を確保するために、食品衛生管理、食品表示の適正化その他必要な措置を講ずること。

2 受証者は、赤城の恵ブランド産品の生産、製造、加工及び販売において、事故又

は苦情等が発生したときは、責任をもってその解決に向けて誠実に対処するものとする。

3 受証者は、認証委員会が認証制度の実施のために必要な報告を求め、現地調査を行うときは、これに協力するものとする。

(市の責務)

第20条 市は、第1条に定める目的を達することができるよう、受証者に対し必要な助言その他の支援を行うとともに、認証制度の実施のために必要な調査、勧告その他の措置を行うものとする。

(その他)

第21条 この要綱に定めるもののほか、認証制度の実施に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年5月24日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年9月14日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年5月30日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年3月3日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年3月23日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。